

県北広域振興局長告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

県北広域振興局長 高橋 信

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371300518	社会福祉法人桂泉会	デイサービスセンターい ずみ	二戸市金田一字荒田110 番地1	平成26年4月1日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0373200518	社会福祉法人慈孝会	慶寿園指定短期入所生活 介護事業所	一戸町姉帯字下村24番 地1	平成26年4月1日